

第 25 号議案

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部改正について

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）別表の改正に伴う九州・沖縄地区道路占用料改定検討会の決定単価に準拠し、道路占用料の額を改正したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

豊後大野市道路占用料徴収条例（平成 17 年豊後大野市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	690	を	「	630	に改める。
		1,100			970	
		1,400			1,300	
		620			570	
		990			910	
		1,400			1,200	
		62			57	
		6			6	
		4			3	
		600			560	
		370			340	
		1,200			1,100	
		520			480	
		1,600			540	
		1,200			1,100	
		26			24	
		37			34	
		56			51	
		74			68	
		110			100	
		150			140	
		260			240	
		370			340	
		740			680	
		1,200			1,100	
		Aに0.004 を乗じて得た額			Aに0.004 を乗じて得た額	
		Aに0.006 を乗じて得た額			Aに0.007 を乗じて得た額	
		Aに0.008 を乗じて得た額			Aに0.008 を乗じて得た額	
		800			270	
		480			160	
1,200	1,100					
16	5					
160	54					
160	54					

1,600	540
990	910
16	5
160	54
16	5
160	54
1,600	540
800	270
1,200	1,100
160	54
120	110
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。